

広島県青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三十号

広島県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

第一条 広島県青少年健全育成条例（昭和五十四年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次 前文 第一章―第七章（略） 第八章 罰則（第四十八条―第五十条） 附則 第四十九条（略） 第五十条 この条例に違反した者が青少年であるときは、この条例の罰則は、青少年に対しては適用しない。 （適用の除外）	目次 前文 第一章―第七章（略） 第八章 罰則（第四十八条・第四十九条） 附則 第四十九条（略）

第二条 広島県青少年健全育成条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次 前文 第一章―第五章（略） 第五章の二 インターネット利用環境の整備 （第四十二条の二・第四十二条の三） 第六章―第八章（略） 附則 第三十九条（略） （淫行等の勧誘等の禁止）	目次 前文 第一章―第五章（略） 第五章の二 インターネット利用環境の整備 （第四十二条の二） 第六章―第八章（略） 附則 第三十九条（略）

第三十九条の二 何人も、青少年に対し、淫行又はわいせつ行為を行うよう勧誘し、又は強要してはならない。

(児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止)

第三十九条の三 何人も、正当な理由なく、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第二条第三項に規定する児童ポルノ及び同項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したり情報記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))その他の記録をいう。)の提供を求めてはならない。

(インターネットの利用に係る保護者、事業者等の責務)

第四十二条の二 (略)

2 (略)

3 端末設備の販売又は貸付けを業とする者及び特定電気通信役務提供者(特定電気通信による情報の流通によつて発生する権利侵害等への対処に関する法律(平成十三年法律第百三十七号)第二条第四号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。)は、その事業活動を行うに当たつては、有害情報を青少年が閲覧又は視聴することのないよう、フィルタリングの機能を有するソフトウェアに関する情報その他必要な情報を提供するように努めなければならない。

(携帯電話端末等による有害情報の閲覧防止措置)

第四十二条の三 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等(青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成二十年法律第七十九号)以下この条において「法」という。))第十三条第一項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等をいう。以下同じ。)は、法第十四条の規定により、青少年又は保護者に対し、同条に規定する事項を説明するときは、併せて、規則で定める事項を説明するとともに、これらの事項を記載した書面(当該事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において同じ。)を交付しなければならない。

21 保護者は、法第十五条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリングサービス(法第二条第十項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。))

第四十二条の二 (略)

2 (略)

3 端末設備の販売又は貸付けを業とする者及び特定電気通信役務提供者(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成十三年法律第百三十七号)第三条第三号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。)は、その事業活動を行うに当たつては、有害情報を青少年が閲覧又は視聴することのないよう、フィルタリングの機能を有するソフトウェアに関する情報その他必要な情報を提供するように努めなければならない。

を利用しない旨の申出をするときは、青少年が就労しており、青少年有害情報フィリタリングサービスを利用することにより当該青少年の業務に著しい支障を生ずることその他の規則で定める理由その他規則で定める事項を記載した書面を携帯電話インターネット接続役務提供者（法第二条第八項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

3| 携帯電話インターネット接続役務提供者は、前項の規定による書面の提出があつた場合において、青少年有害情報フィリタリングサービスを利用しない役務提供契約を締結したときは、当該契約が終了する日又は当該契約に係る青少年が満十八歳に達する日のいずれか早い日までの間、同項の規定による書面又は当該書面に記載された事項に係る電磁的記録を保存しなければならない。

4| 保護者は、法第十六条ただし書の規定により青少年有害情報フィリタリング有効化措置（同条に規定する青少年有害情報フィリタリング有効化措置をいう。以下同じ。）を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、当該申出をすることがやむを得ないと認められる理由として規則で定める理由その他規則で定める事項を記載した書面を携帯電話インターネット接続役務提供者等に提出しなければならない。

5| 携帯電話インターネット接続役務提供者等は、前項の規定による書面の提出があつた場合において、青少年有害情報フィリタリング有効化措置を講じない特定携帯電話端末等（法第十六条に規定する特定携帯電話端末等をいう。）を販売したときは、当該特定携帯電話端末等に係る役務提供契約が終了する日又は当該契約に係る青少年が満十八歳に達する日のいずれか早い日までの間、同項の規定による書面又は当該書面に記載された事項に係る電磁的記録を保存しなければならない。

6| 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供者等が第一項、第三項又は前項の規定に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット接続役務提供者等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

7| 知事は、前項の規定による勧告を受けた携帯電話インターネット接続役務提供者等が当該勧告に従わなかつたときは、勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他規則で定める事項を公表することができる。

8| 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該勧告を受けた携帯電話イン

ターネット接続役務提供事業者等に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第六章 (略)

(立入調査等)

第四十五条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その指定する職員に、営業時間内に限り、書店、興行場、利用カード等販売所、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の営業の場所その他の営業を営む場所に立ち入り、自主規制の実施状況等を調査させ、関係者に質問させ、又は資料の提出を求めさせることができる。

2-4 (略)

(罰則)

第四十八条 (略)

2 (略)

3 第三十八条の三第一項又は第三十九条の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

4 (略)

5 (略)

一 第二十八条第三項、第三十条第三項、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十八条の四第一項、第三十八条の五又は第三十九条の三の規定に違反した者

二 (略)

6・7 (略)

第六章 (略)

(立入調査等)

第四十五条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その指定する職員に、営業時間内に限り、書店、興行場、利用カード等販売所その他の営業を営む場所に立ち入り、自主規制の実施状況等を調査させ、関係者に質問させ、又は資料の提出を求めさせることができる。

2-4 (略)

(罰則)

第四十八条 (略)

2 (略)

3 第三十八条の三第一項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

4 (略)

5 (略)

一 第二十八条第三項、第三十条第三項、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十八条の四第一項又は第三十八条の五の規定に違反した者

二 (略)

6・7 (略)

附則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定 公布の日

二 第二条(第四十二条の二第三項の改正規定を除く。)の規定 令和七年一月一日

三 第二条(第四十二条の二第三項の改正規定に限る。)の規定 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律(令和六年法律第二十五号)附則第一条に規定する政令で定める日又はこの条例の公布の日いずれか遅い日

(罰則に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。